

令和8年度A I人材育成・共創マッチング支援業務 企画提案募集要領

この要領は、令和8年度A I人材育成・共創マッチング支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は、愛媛県の令和7年度2月補正予算の成立及び国の地域未来交付金（地域未来推進型）の交付決定を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和8年度A I人材育成・共創マッチング支援業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) その他

- ・デジタルプロモーションの実施及び個人情報の取り扱いについては、別記1（デジタルプロモーション実施時における留意事項）及び別記2（個人情報取扱特記事項）を遵守すること。

2 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること、又は、契約締結までに登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

3 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	2月20日（金）	—
参加表明書及び質問書提出期限	3月6日（金）	様式1, 2, 4
企画提案書提出期限	3月23日（月）	様式5～8
審査会（予定）	3月26日（木）	—

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで）。

4 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時まで

ア 提出物

- ① 参加表明書（様式1） 正本1部 ※共同企業体は様式1-1を添付すること
- ② 誓約書（様式2） 正本1部 ※共同企業体は様式2-1, 2-2を添付すること
- ③ 付属書類 各1部

・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げる場合は、3月23日（月）までに参加辞退届（様式3）正本1部を提出すること。

イ 提出方法

電子メールにて「(4)提出先」へ提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時まで

ア 提出物

① 質問書（様式4）

- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（AI人材育成）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

イ 提出方法

電子メールにて「(4)提出先」へ提出すること。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和8年3月23日（月）午後5時まで

ア 提出物

- ① 企画提案書表紙（様式5） 正本1部
- ② 企画書（様式任意） 正本1部、副本4部、電子データ（PDF形式）
 - ・A4判片面印刷とすること。
 - ・業務仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。
 - ・具体的には、基本方針、プロジェクトの進め方、提案者のノウハウ、成果把握、

スケジュール、業務執行体制等を提案し、特色が分かりやすいものとする。なお、図表等を用いることも可能である。

- ・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

③ 費用見積書（様式6） 正本1部

- ・見積りに係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式7） 正本1部

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

⑤ 類似業務実績表（様式8） 正本1部

- ・過去に国や自治体等との間で契約・履行した類似又は関連する業務の実績を記入すること。

イ 提出方法

持参又は郵送（締切日必着）により「(4)提出先」へ提出すること。

(4) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課

(メール: digitalshiftsuishin@pref. ehime. lg. jp)

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 委託先の選定

(1) 選定方法等

審査会を設置し、(2)に定める審査基準に基づく総合的な評価により書面審査を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

審査については、次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
業務内容の理解度・意欲	・業務の目的を十分に理解し、本県産業の現状に即した提案であるか。
	・本事業の意図を汲み取り、課題解決に向けた意欲的な姿勢が示されているか。
企画提案の優位性	・効果的な広報・周知活動および、伴走支援について、独自のノウハウを活かした実効性の高い提案がなされているか。
	・県内企業とAIスタートアップ等による共創プロジェクトの組成、および学生の参画を促進する具体的かつ現実的な手法が示されているか。
企画提案の独創性	・画一的な支援に留まらず、本県独自の地域課題解決や即戦力人材の育成・定着に資する独自の視点や付加価値のある提案が含まれているか。
業務遂行の安定性	・本業務を円滑に遂行するための実施体制（人員配置・専門性等）および工程管理が適切であるか。
	・関係機関（大学・企業等）との円滑な連携・調整を図るための連絡体制が整っているか。
見積価格	・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

6 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

7 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定

価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定によることとする。

(3) 契約書の作成

- ・契約は、書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- ・落札した場合に電子契約を希望する場合は、企画提案書の提出期限までに電子メール（digitalshiftsuishin@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（様式9）を提出すること。
- ・契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 問い合わせ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

TEL：089-912-2280

e-mail：digitalshiftsuishin@pref.ehime.lg.jp